

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和3年3月26日（金）午後6時30分～午後7時30分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐（教育長）

2 番委員 吉 田 眞 理（教育長職務代理者）

3 番委員 森 本 浩 司

4 番委員 益 田 麻衣子

5 番委員 井 上 孝 男

3 説明員等氏名

教 育 部 長 北 村 洋 子

文 化 部 長 石 川 幸 彦

教育部副部長 飯 田 義 一

教育部管理監 鈴 木 寛

教育総務課長 下 澤 伸 也

学校安全課長 鈴 木 一 彰

教職員担当課長 高 田 秀 樹

文化財課長 高 橋 万 明

史跡整備担当課長 内 田 文 明

指導主事（教職員係長事務取扱）大 河 眞 二

教育指導課指導主事 津 田 裕 子

教育指導課副課長 濱 野 光 利

ほか

（事務局）

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 報告事項

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その6）

（教育部・文化部）

（2）史跡小田原城跡保存活用計画の答申について

（文化財課）

5 議事日程

日程第1 議案第10号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

（文化財課）

日程第2 議案第11号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

日程第3 議案第12号 小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則 (学校安全課)

日程第4 議案第13号 小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則 (教育指導課)

日程第5 議案第14号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (教育指導課)

6 協議事項

(1) 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について (教育指導課)

7 その他

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】

(教育総務課)

8 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 2月定例会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…2番 吉田委員、3番 森本委員に決定

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の日程に「議案第14号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」を追加し、議題としたいと思っております。

これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

(4) 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その6) (教育部・文化部)

○教育部副部長 それでは、御説明いたします。資料1を御覧ください。

はじめに、「1 令和3年3月5日時点の状況」でございますが、主に学校関係の対応状況でございます。延長された宣言期間中の対応は、基本的にそれまでと同様でございます。

(2) でございますように、令和3年度の小学校の修学旅行につきましては、例年どおり春に実施することは難しいと判断いたしまして、比較的感染が少ないと予想されます秋をめぐり、学校ごとに行き先、日程を検討し実施することといたしました。中学校は5月に実施する予定となっております。

なお、令和4年度以降の小学校の修学旅行につきましては、全校一団で日光に行きたいと考えておりまして、今後調整を図っていく予定でございます。

次に、「2 施設」「3 イベント」につきましては、宣言期間中の文化部関係となりますが、施設は休館、イベントも、全て中止といたしました。

次に、「4 令和3年3月22日時点の状況」でございますが、21日をもって国の緊急事態宣言が解除されましたので、それに合わせ、学校（園）に対して、年度末及び新年度に向けて改めて感染症対策の再確認と徹底を依頼しております。

なお、施設につきましては、屋内、屋外問わず、適切な感染予防対策を実施することを前提に、準備が整う施設から使用を再開しております。学校施設開放につきましては、22日から使用の再開をしております。

説明は以上でございます。

(質疑)

○吉田委員 2の施設のところで、21日までは休館ですが、それ以降は感染予防対策を実施することを前提に準備が整い次第、順次活動を始めるということでお聞きしましたが、入場人数の制限とか、予約制にするとか、そのような対策もおありでしょうか。

○文化部長 文化施設については、おっしゃるように十分対策を取った上で各施設それぞれ違いはありますが、ちょうど昨年5月に緊急事態宣言が解除された状態と同じ形で、当然密を避けて、定員も半分にして、手指消毒の対応をしたり、入場者の方に協力いただきながら、22日以降順次開館している状態でございます。

○吉田委員 その状況をより厳しくしたり、少し緩和したりするような指標のようなものは作られているのでしょうか。

○文化部長 一つは小田原市の新型コロナウイルス感染症対策本部という庁内組織でございます。そこで市の施設については方針が出ております。当然その基になるのは国の指針でしたり、県の指針になりますが、県は引き続き今月いっぱいまで休館しているように聞いておりますが、県西地域はそれほど感染者が増えていない状況もありますので、市の施設については、順次対策を取った上で開けていきたいと思いますというのが市の方針です。

○吉田委員 私の意見ですが、やはりおっしゃるようにできることはしていかないと、いつまでも何もできない状況というのは、生活自体が寂しくなってしまうので、今までの経験を活かしながら十分な感染対策をしていただいて、使えるようになっていただくのはうれしいと思います。

よろしく願いいたします。

(その他 質疑・意見等なし)

(5) 報告事項 (2) 史跡小田原城跡保存活用計画の答申について (文化財課)

○史跡整備担当課長 それでは、私から御説明申し上げます。

お手元の資料2を御覧ください。

「史跡小田原城跡保存活用計画の策定」につきまして、令和3年2月17日に史跡小田原城跡調査・整備委員会から、お手元の教育委員会あて答申文のとおり、答申を受けましたので、御報告するものでございます。

答申文の最後の段落でございますが、調査・整備委員会から「計画の目的がきちんと達成されるよう、史跡小田原城跡の本質的価値をあらためて明らかにし、その価値を次代に確実に伝え、活用していくための方針に沿った具体的な整備等事業の推進を切に願うものです。」との提言もいただいております。

次に、答申に係る背景及び経過でございます。

本市では、平成5年に「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」を、平成22年に「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を策定いたしました。これらの構想と計画は、策定から相当の年数が経過しておりまして、史跡の追加指定や史跡整備等の状況変化などによる時点修正、史跡と緑の共生など新たな視点から見直す必要が生じておりました。

そこで、国指定史跡でございます史跡小田原城跡の歴史的な価値を明確にするとともに、今後の保存、整備、活用をさらに推し進めるべく、その基本的指針を示すため、これらの構想と計画を見直すとともに、これらを合わせて、新たに史跡小田原城跡全体に係る「史跡小田原城跡保存活用計画」を策定すべく、平成30年6月26日に史跡小田原城跡調査・整備委員会へ諮問し、同委員会の部会である史跡小田原城跡保存活用計画策定部会と同委員会の審議を経て、この度の答申に至ったものでございます。

この答申を受けて策定する「史跡小田原城跡保存活用計画」は全11章300ページ余りからなるものでございます。

その概要について御説明いたしますので、お手元の「史跡小田原城跡保存活用計画（概要版）」を御覧ください。

1 ページから2 ページ左上にかけて、この計画が文化財保護法にそって定めたものであることや、その必要性などについて示してございます。

2 ページから3 ページには、三つの例を挙げまして「史跡小田原城跡」の価値と魅力について紹介してございます。

4 ページから5 ページには、「史跡小田原城跡」の範囲図とともに、主な課題とその対応について記載させていただいております。

6 ページでは、民間団体との協働や、保存・活用・整備事業を進めていくための推進体制について示してございます。

7 ページから8 ページを御覧いただきたいと思っております。追加指定等の史跡の取り扱い全般について示しさせていただいております。

最後には、「史跡小田原城跡」の保存と活用のために当面取り組むべきことや、社会情勢の変化や時代の要請に合わせ、将来的には計画見直しを行うことを明示してございます。

この「史跡小田原城跡保存活用計画」は、令和2年度中に刊行する予定でございまして、本日は、本編の計画の冊子を御用意できませんでしたが、後日、委員の皆様にも配布させていただきたく考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(6) 日程第1 議案第10号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

(文化財課)

○文化財課長 それでは御説明申し上げます。

お手元の資料「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿」を御覧ください。

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員につきましては、同委員会規則により任期は2年と定められておまして、令和3年3月31日をもちまして任期が満了いたします。

また、委嘱にあたりまして、同規則により(1)学識経験者、(2)小田原市文化財保護委員会の委員、(3)そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱することとしております。

現委員の皆様は、史跡小田原城史跡の調査や城跡の整備等は深く関わっていただいております。小田原城跡に精通されている方ばかりでございまして、いずれも史跡小田原城跡調査・整備委員会委員として、適任であると考えております。

したがいまして、候補者名簿のとおり、これまで専門的な立場から御指導や御助言をいただいております。現委員11名を再任させていただきまして、引き続き委嘱いたしたく、提案するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

(質疑)

○吉田委員 この史跡小田原城跡調査整備委員会の部会として先ほどの小田原城跡保存活用計画を策定されたのですよね。保存というのも大事だと思いますが、活用というところも大事じゃないかと思っていて、保存プラス活用で小田原の観光資源にもなってくるということで、観光とか観光プロモーション的なこととか、これから求められる市長が進めようとしているスーパーシティに絡むVRでの観光とか、世界に発信する小田原市の城跡を世界の方が見たらびっくりするくらいすごいと思うので、それをどんなうふうに世界に発信していくのかとか、その辺アイデアが出る方が含まれているのかというのをお聞きしたいのですが。

○史跡整備担当課長 ただいま吉田委員の御質問でございますが、部会のほうには確かにDMO観光の出身者ですとか、ガイド協会ですとか、活用面に配慮した方たちに入っていたいで計画を策定したのですが、調査整備委員会の委員会の所掌事務ですが、教育委員会の諮問に応じまして調査審議してその結果を報告して、必要と認める事項について意見を具申するというので、その所管事項は史跡小田原城跡の整備に関する事項ということでなっておりますので、ここは整備はもちろん保存と活用も含めてですけれども、専門的な見地から検討して遺構を傷めない形での整備を進めて、おっしゃっていた観光面につきましては、経済部の小田原城管理事務所と観光課と常に連携して市長が政策的にうたっている総構のブランド化ですとか、小田原城跡の観光面での活用につなげるような形でそちらは連携して対応

してまいりたいと考えておりますので、今回の委員の委嘱とは完全にはリンクしませんが、事務局としては他課と連携して観光面も含めた活用も視野に入れて史跡の整備・活用・保存を進めていきたいと思っております。

○吉田委員 委員会の位置付けについては理解いたしましたけれども、観光として活用するのに、市内の方よりも外から見た方のほうが小田原の魅力とか今の新しい方向で小田原のどこを発信すれば小田原を知らない方に響くのかというのは見えてくると思うので、外部の人材の方の活用を考えていただきたいですし、プロの方はたくさんいらっしゃると思っておりますので、そういう方から斬新なアイデアとかこれからの時代に沿うような発信の仕方とかをいただくといいのかなと思うのですが、そんな方向でお願いできればと思います。

いつも小田原は素晴らしいものを持っているなと思うのにもっと外からよく見えるように発信できるようになると良いなとその点だけが残念だと思っているので、そのような意見をいただきました。

○柳下教育長 是非工夫して活用に力を入れていただきたいと思っております。

(その他 質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(7) 日程第2 議案第11号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から、御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに「改正理由」ですが、幼稚園に関する事務を教育指導課から教育総務課へ移管するため改正するものでございます。

次に「内容」といたしましては、(1) 幼稚園長及び幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。(2) 園児の入園及び退園に関すること。(3) 私立幼稚園との連絡調整に関することの3件を教育指導課から教育総務課へ移管するものでございます。

規則の施行は令和3年4月1日を予定しております。

議案の説明は以上でございますが、補足して、本規則に記載されていない事務の移管について、合わせて御説明します。「学校運営協議会に関する事務」を、これまで執行しておりました教育指導課から、令和3年4月1日に、教育総務課に移管することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑)

○吉田委員 教育指導課から教育総務課に代わることによって何が変わるのでしょうか。

○教育総務課長 少し関連する話として、教育総務課の事務分担の中で学校の規模の適正化に関することがございます。先にこの定例会でも説明した小中学校の中長期整備計画など施設の関係の計画を学校安全課で作成して、今後在り方の検討に入るという部分では、教育総務課が中心になって進めてまいります。一方、幼稚園に関しても、園児数の減少に伴って今後の施設の在り方の検討が本格化してまいりますので、そういった検討を一体的に一つの部署で行うため、教育総務課に移管することとしたものでございます。

○吉田委員 改正とかあるときに理由もお示しいただけるとありがたいです。よろしくお願いたします。

(その他 質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(8) 日程第3 議案第12号 小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則 (学校安全課)

○教育部管理監 それでは、私から、御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに「改正理由」ですが、学校施設開放利用団体登録に係る様式における性別の記載を廃止するため改正するものです。

次に「内容」でございますが、学校施設開放利用団体登録申請書及び学校施設開放利用団体登録通知書の様式について、会員数の男女の内訳を削除することとするものです。

規則の施行は令和3年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑)

○吉田委員 男女の記載を無くすというのは、この書類が小田原市の中で他のものは男女が記載されていないのに、他のものに合わせるということですか。それか他のもので男女の会員数を男女で分けて届けるようになってきているものは結構あるということでしょうか。

○教育部管理監 教育部の関係では、この様式だけになります。

○吉田委員 小田原市内で男女の記載をやめようという動きがあつての動きでしょうか。別の視点からこれを無くそうと男女で差別しないとかそういう先入観を持たないようということでしょうか。

○教育部管理監 最近よく言われている性差別の話についてのいろいろと報道があります中で、そういったものにも対応しようという方向で整理したものでございます。

○吉田委員 男女を書かないのは二つ意味があると思っていて、書かないことによってどっちかわからないので人数だけ判断できるというのはあるかと思いますが、他の面では女性が入っていない会議とかメンバーとしてなかなか認められていないですとかそのような時にはクォータ制のようなものを念頭において、男女の比率を確認することもあると思うのです。何でも無くせばいいというものではないかなと思いつつ、団体のメンバーについては男女がなくても良いのかなと思うので、一つ一つ考えていく必要があると思います。

○井上委員 私も団体で学校利用をさせていただいて、この様式を何年も提出しております。その中で、男子が何人、女子が何人と書くとその団体で女性の人たちがどれくらい入っていて活動しているか、男性がどれくらいいて活動しているのか、団体の中の明らかにダンスのようなスポーツとか、女子バトミントンとかだと女子とか男子とか分かるのですが、そうではないような、スポーツチャンバラだと男子がどのくらい入っていて、女子がどのくらい活動しているのかが分かるのですよね。スポーツ団体がどれくらい一緒に活動しているのが分かるのですよね。良い意味でも差別とかではなくて、一緒になって男女がどのくらいの割合でいるのか内容も分かるので書くときに今年も女子は少ないなとか、今年は男子に偏っているなとか書く方の想いは多少あるのですけれども、そういうのは入っていると活動の内容も分かるのでそれも良いのではないかと思うのですが、これは決定でしょうか。

○教育部副部長 書式の変更自体はここで議決してはじめて決定する形のものですけれども、教育部としては、あくまで施設を開放する手続きとして求めている書類でして、個々の団体がどのような活動状況なのかということにつきましては、スポーツ課の所管になりますので、施設を開放する手続きとしてはあまり必要ない情報ということで削除させていただきたいという考えでございます。

以上でございます。

(その他 質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(9) 日程第4 議案第13号 小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則

(教育指導課)

○教職員担当課長 それでは、私から、御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、3ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに「制定理由」ですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が策定され、教育職員の在校等時間の上限等を教育委員会規則で定めることとされたことに伴い、これに応じた措置を講ずるため制定するものです。

次に「内容」でございますが、教育委員会は、市立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

(1) 通常の場合は、ア 1か月につき45時間、イ 1年につき360時間とします。

(2) 通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が臨時的に(1)に掲げる通常的时间を超えて業務を行う必要がある場合に、ア 1か月につき100時間未満、イ 1年につき720時間、ウ 直近の2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、及び6箇月の各期間につき、月平均80時間、エ 1年のうち45時間を超えて業務を行う月数が6月以内とするものです。

規則の施行は令和3年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑)

○益田委員 通常予見することのできない業務量の大幅な増加というのは、例えばどういふことを想定しているのでしょうか。

○教育指導課指導主事 例外として、例えば学校等での事故等が生じて対応を求められる場合や、いじめや学級崩壊等の指導上の重大事態が発生し、児童生徒等に深刻な影響が生じている、生じる恐れがある場合など、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等がある場合の想定でございます。

(その他 質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(10) 日程第5 議案第14号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (教育指導課)

○教職員担当課長 それでは御説明申し上げます。

2ページ目お手元の議案説明資料を御覧ください。

令和3年度より、新たに小田原市立城山中学校へ学校運営協議会を設置することに伴い、規則の一部を改正するものです。

なお、小田原市学校運営協議会の設置に際しては、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則 第3条「教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。」に則り、城山中学校から、資料3ページ裏面のとおり、設置依頼がありました。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

(質疑)

○**益田委員** 点検評価等の時にいつも意見しているように、名前だけを変えるだけではなくてメンバー等々その目的に従ってその会がなされていることを願っておりますので、このところはきちんとやっていただきたいと思います。

○**吉田委員** 益田委員と同じ考えでそういうメンバーについて少し検討をお願いしたいというのは小学校の学校運営協議会の時にも申し上げていて、中学校を作るにあたって小学校ができてしまっているのが、難しいのだろうけれども、中学校ができる時に違う形でメンバーの選定を子供を少し幅広く見られるメンバーにできないだろうか。現状が狭いという意味ではないけれども、団体の代表の方ではなくて、できればメンバーを決めるときに決まりましたということではなくて、こんなふうを考えているけどどうですか。というようにちょっと教育委員の意見も聞いていただくと私たちもやりがいがあるなというふうに思います。無茶な意見を言うつもりはございませんが、やはりせっかくの学校運営協議会が子供たちのためになるものになるように是非お願いしたいと思います。

○**柳下教育長** 会の主旨をしっかりと踏まえた上での人選をお願いしたいということでございます。よろしくお願いたします。

(その他 質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(12) 協議事項 (1) 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について

(教育指導課)

○**教職員担当課長** それでは、説明いたします。資料3を御覧ください。

はじめに、2枚目の「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定にかかる参考資料」から経緯等を説明しますので、「参考資料」を御覧ください。

「1市立幼稚園の現状」でございますが、これは2月22日の厚生文教常任委員会に報告した際の資料でございます。

中ほどの市立幼稚園の園児数等の表でございますが、令和3年度の園児数見込については昨年11月の定例会で御報告したところですが、平成27年度と比較しても半数以下となっております。早急な対応が必要となっております。

このため、「2今後の取組」のように市立幼稚園が適切な環境で教育を行うため、令和4年度の園児募集に向けて、令和3年8月頃までに、園児数減少への対応について指針を策定することといたしました。

2ページをお開きください。「幼稚園のあり方に関する、これまでの教育委員会の考え方」でございます。

(1) として、平成28年3月策定の「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」では、「私立幼稚園への役割の移譲、私立幼稚園に配慮した公立幼稚園の再編、再編による適

正配置として、複式学級を基本、学級定員は20人から30人程度を基準とし、園児数の推移を見ながら検討する」としています。

(2)として、平成31年3月策定の「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」では、「本市の幼稚園は私立が主導で取り組み、公立は私立を量的・区域的に補完してきた経緯も踏まえ検討する必要がある」とあり、公立幼稚園は、既存の園の統合・廃止を具体的に進める必要がある」としています。

(3)として、教育委員会事務の点検・評価では、(イ)の令和元年度の点検・評価の際に「統廃合を早く考えた方がよい」などの意見を頂いております。

3ページですが、「少人数の幼児教育」や「幼稚園再編」等に関する他都市等の考え方でございます。

「1」の文部科学省が公表している平成23年度に社団法人幼児教育研究会が実施した研究では、学級の運営として「4・5歳児の場合、21人から30人の集団が適切」と示しています。

「2」の東京都板橋区では、1学級の最低人数を設定し、最低人数に達しない場合の運営基準を示しております。

「3」以降は、他都市の事例の一例でございます。それぞれ「適正な集団規模」等について「何人以下の場合は課題がある」と示す市や、具体的対策として「何人以下の場合は、新入園児の募集を停止する」と示す市もございます。

4ページをお開きください。策定スケジュールでございますが、本日を含め5月の定例会までに3回の協議を行い、指針(案)を決定してまいります。

指針(案)は、6月に厚生文教常任委員会へ報告するほか、7月には、幼稚園の保護者あての説明、パブリックコメントを実施いたします。

これらの意見を踏まえ、8月の定例会において、議決をいただき、策定作業を完了する予定でございます。

9月には、厚生文教常任委員会への報告の後、ホームページ等を用い指針を周知してまいります。

資料3にお戻りください。資料3は指針の項目と内容の事務局(案)でございます。

指針の項目は5点でございます。

(1)として、園児数減少のため、具体的な対策を着手する園の規模を示したいと考えています。

幼稚園の適正規模については、具体的な法の定めはありません。本市では、他都市の事例や幼稚園長の意見などを踏まえ具体的な対策が必要な園の規模として「園の総園児数が30人以下」と示したいと考えております。

(2)として、(1)の状況となった園の具体的対策として、2つの視点から示したいと考えております。

1点目は「幼稚園の統合・廃止等を検討していく抜本的対策」として地域と話し合いを開始すること、でございます。

2点目は「日々の幼児教育における集団規模の確保対策」として、4歳・5歳の異学年の合同保育を積極的に実施すること、4歳・5歳の複式の学級を編制すること、近隣の園と連携し様々な事業を合同で行うこと、などでございます。

(3)として、1学年の最低園児数について、示したいと考えています。

最低園児数とは、異学年の合同保育など日々の保育を工夫することで、「園児の学びと育ち」を支えていくことができる最低限の園児数でございます。

最低園児数についても、法の定めはありません。関連する事項として、「幼稚園設置基準」において、1学級の園児数について、「35人以下を原則とする」と定めているのみですが、本市では、板橋区のように「最低園児数」を定めたいと考えております。

本市では、幼稚園長の意見等を踏まえ、最低園児数を「10人」と示したい、と考えております。

(4)として、(3)の状況を下回った場合の対策を示したいと考えております。

具体的に「新入園児の募集停止」といった内容を示したい、と考えております。

(5)は補足事項であります。

既に最低園児数を下回っている園の対応といった補足事項を考えております。

最後に、指針の策定は5月までに短期間で行ってまいります。本日の会議後にお気づきになることもあろうかと思っておりますので、意見聴取表を御用意いたしました。

4月7日までに御意見をいただければ、次回には、御意見を反映した事務局(案)を提示させていただきます。

説明は以上です。

○柳下教育長 協議事項でございます。今小田原市立幼稚園の現状の説明のあと、指針項目として案が示されておりますが、ここで意見があれば是非お出しいただきたいと思っております。後ほど御意見を伺うプリントもございますが、いかがでしょうか。

(質疑)

○吉田委員 参考資料の2ページですけれども、平成28年3月に策定された「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」で望ましい集団保育の確保の観点から1学年の学級数は複数学級を基本とするとか、学級定員は20人から30人程度を基準とするというふうに出ているわけですね。そして、文部科学省からの研究授業でも3歳児で20人前後、4、5歳児で21人以上30人くらい、子供を中心に置いた場合、保育施設って子供が中心だと思うのです。先生ではなくて子供が中心だと思うのですよね。ですから、数が出ているのに、1学年の園児の最低人数を10人というふうにした理由を教えてください。

○教育指導課副課長 平成28年3月の示した基本方針と今回の資料の最低園児数の違いについてお答えいたします。平成28年3月の基本方針の中では、先ほど委員さんからも出ましたが再編をするにあたって再編をした後の園としては、複数の学級が基本であり、そのうちの1つの学級については、園児数が20人から30人程度を基準とするというようなことが書かれております。今回の資料の3の(3)にあります1学年の最低園児数というのは、

再編した後の園の園児数ではなくて、既存の園の園児数の減少につきまして、さまざまな工夫をもって園児の育ちと学びを支えるために最低限必要だと考えた園児数でございます。

○吉田委員 先ほども申し上げましたとおり、子供中心に考えた場合に必要な集団の人数があつて、幼児も社会性を育まなければならないので、一学年の複数学級は年齢が下のお子さん達ではそんなに問題なくいけるのかなと思いますけれども、3歳児の場合もあまり少ない場合ちょっとと思うのですよね。

ですから、子供中心に考えた場合に数字を出すべきかなと思うのですが、何となく数字を見ますと現状の幼稚園で何とか頑張れば集まりそうというような人数が出ている気がしますが、そういうやり方で意見にも書かせていただくかとは思いますが、いかがなものかと思いが、そういう意味ではないのでしょうか。10人とか総園児数が30人というところは。

○教育指導課副課長 おっしゃるとおりで、案を出す際に幼稚園長とも意見交換をいたしました。もともと幼稚園長としては、こちらに書かれていることではなくて、先ほど文部科学省の資料、平成28年度の資料の話をしました。子供のためには、本来はもっと大勢の園児数が必要であるとの思いでありました。ただ、小田原市の現状や他都市の状況を考慮したというのはそのとおりだと思います。本当に望む姿というのは委員のおっしゃるとおりだと思います。

○教育部長 望ましい姿というのは副課長が言ったとおりでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、平成28年3月策定の基本方針を出した段階の園児数、学級数というのが、参考資料として1ページ平成27年度当時はこれだけの園児数の状況においては、理想的な園児数ところはお示ししていたということで、令和3年度の時点では半数程度に急激に落ち込んでいた状況にあつて、これから園児募集をするにあつて、これ以上下がった場合に、ある程度の指針を示して地域の方と話し合い、再編に動いていきます。そういった一定の指針の数字を出したい場合は、今回は考えております。そういった意味で実際の令和3年度の状況ですでに総園児数が30人を下回っている園もありますし、1クラスが20人以下になっている園もありますし、そういった状況もあつて、何かしらの指針もあつて、こういうふうに動いていきますということをお早急に作りたくて考えて今回指針の策定ということで委員の皆さんに今日はいろいろな形で盛り込んだらどうかとそういった意味で意見をいただけたらと思います。

○吉田委員 地域住民の方たちと話し合うということですが、子供にとってどのくらいの人数があれば育ちがされるのかというのを幼稚園としてこんな少ない人数で子供が育たないですか、それでも幼稚園をやれという方たちはそんなに多いのでしょうか。分からないのですが、人数はこれだけ少ない、他のところでも知っている園では閉めている所も幼稚園なんかはありますけれども、園児が少なくて赤字になってやっていけないと。それを税金でずっと補填し続けているというのもことは前から言っていることですが、税金で補填し続けて、先生方は能力が高くて能力が高い保育ができるけれども子供集団の代わりに先生方はなれないので、人数が少なければ子供にとってふさわしい保育とはなっていないところたくさん税金をつぎ込んで良いのかというのを小田原市全体に問うた場合どういふ答えが返ってくるだろうというのを想像していただきたいなと思います。

○教育部長 吉田委員おっしゃるとおりで、ですから今回の指針の策定にあたってそういった前提を文章で示したうえで、現状はこうなのでこういうふうにしたいというふうな例えば問い合わせるとかという方法もあると思います。というのも、公立の幼稚園は保育所もそうですけれども、小田原の場合は先に民間が先駆けて取り組んだ経緯がございますが、それぞれの地域においては小学校が近くにあつて昔から地域に溶け込んで地域の方の支援もあつての経緯もありますので、そこはそことして認識しなければならない半面、そもそも子供にとって幼児教育とはということもありますので、そういった意味で参考資料の2ページの2(2)小田原市立公立幼稚園・保育所の今後のあり方というのを策定した上で、少子化の現状もあり、こういった状況の中で公立の今までの積み上げてきたものを活かしながら、一つは統合していくということを考えていくのですが、認定こども園の検討を進めるということも、こちらのほうでも取り組んでおまして、全体的に取り組んでいきたいと思ひます。

○吉田委員 物事に取り組むスピードというのが、あると思うのですが、私が思っているのは違つていて、何年ですよね。何年もかかつてしていますよね。あり方を出して、同じことをやつてきて、ちょっとずつだけ進んできているけれども、小田原市民の方たちの気持ちもあるでしょうから、それに合わせてということもあると思ひますけれども、外から見ているととても歯がゆいです。

○教育部副部長 前の議案で幼稚園の所管を教育指導課から教育総務課に移しているというのもそういうところでなかなか進んでこなかつたということを経済総務課でしっかり進めるという意味合いを込めて移したということがまず1点ございます。

御意見いただくにあつて、お願いになるのですが、幼稚園の再編、公立園の予算たくさんかかっているというのも確かに理由になるものがございますが、なかなか効率性を追究してとなると市民の皆さん受け入れていただけない。吉田委員の専門的な見地をいただき幼稚園教育にはこういうものが必要なのだという意見をいただければと存じます。

○吉田委員 意見シートに書いて出させていただきます。

○柳下教育長 他の委員も是非意見を出していただきたいと思ひますが、4月7日までに事務局に提出していただければと思ひます。

○柳下教育長 次に、その他といたしまして、「令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について」につきましては、配布のみとさせていただきますので、御了承願ひます。

令和3年4月27日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（森本委員）